

国から示された「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」のうち検討を要する項目に係る本市の対応の方向性（案）について

1 保育所等への臨時的な受入れの強化の推進

ア 対策の内容（詳細は参考資料の P 1 を参照）

自治体独自の職員配置基準や面積基準について、国基準まで要件を緩和し、より多くの児童を受け入れるもの。（本市の面積基準は国基準どおり）

イ 幼保推進部会委員からいただいた御意見（順不同。以下同じ）

意見番号	意見要旨
1	京都市はいち早く配置基準を引き上げた条例を作り、子どもたちにとって大変良い条件の中で保育ができる環境を作ってきた。緩和はすべきではない。
2	京都市では、これまでから条例で国より高い配置基準にしてきたが、昨今、国の方が京都市に合わせて基準を上げつつある。また、京都市では今年度から1歳児に対する新たな加配を始めるなど、一層の配置の充実を図っており、これらの流れに逆行する緩和策はすべきでない。
3	新制度が始まり、長時間の利用児童が非常に増えた。保護者、児童を温かく迎えるには保育士側にも余裕がないとできない。これまで他都市の保育士から京都市の配置基準は良いと言われることが多く、それを実感してきた。緩和すべきではなく、むしろ京都市の取組が全国に広がればと思う。
4	配置基準を緩和しても、それにより増える児童に対応する居室面積が必要であるし、一人の保育士がみる児童数が増えることにより保育士の負担が増えるため、人材確保の側面からはマイナス要因となることから、劇的に待機児童解消に繋がるとは思わない。
5	配置基準だけでなく面積基準も向上させてほしい。
6	子どもの保育環境を国基準に緩和（低下）させることを望む人は誰もいないと思うし、できる限り子どもにとって良い環境をというののもっともだと思う。そもそも新制度が待機児童を生み出す課題を内包しているのではないか。
7	管理職として組織を維持する観点からも、現場の負担が増すような安易な緩和はすべきでないと思う。現状維持をお願いしたい。

ウ 本市の方向性（案）

保育の質の著しい低下につながるため、職員配置基準の国基準までの緩和は行わない。

2 保育士配置の弾力化措置

ア 対策の内容（詳細は参考資料の2～3ページを参照）

① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例	開所時間帯を通じて常に保育士2人以上の配置が必要とされているが、朝夕等の歳児別の配置基準による必要保育士数が算定上1人となる時間帯に限り、2名のうち1名は、一定の条件を満たした者であれば保育士資格がなくてもよいとするもの。 なお、朝夕の時間帯であっても、歳児別の配置基準による必要保育士数が算定上2名以上となる場合は、弾力化は適用されない。
② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例	歳児別の配置基準による必要保育士数のうち3分の1未満の範囲で、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の教員免許状所有者を保育士としてみなすことができるもの。
③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例	歳児別の配置基準を超えて公定価格上必要とされる保育士数について、一定の条件を満たした者であれば保育士とみなすことができるもの。

イ 幼保推進部会委員からいただいた御意見

対策① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

意見番号	意見要旨
8	自身の子どもの送迎等で、朝夕のシフトに入れない保育士が一定数いて、残りの保育士ではローテーションが厳しいケース等、保育士の負担軽減に有効だと思うので柔軟に考えていいと思う。
9	あくまでも大原則は保育士であってほしい。しかし、アンケート結果にもあるとおり、保育士がどうしても確保できない場合などに限って弾力化してもいいと思う。
10	やむなく弾力化する場合は、補助者だけでなく、1人になる保育士にも研修や緊急時の対応の確認等をしていく必要がある。
11	実施するならば、当該特例は配置基準による必要保育士数が計算上1人以下になる時間帯に限るものであり、常に朝夕保育士1人と保育補助者1人ではなく、あくまで基本は保育士2人が必要であることをしっかりと周知していく必要がある。

対策② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

意見番号	意見要旨
12	アンケート結果(保育補助者として従事している者のうち幼稚園教諭免許等の有資格者の割合が低いこと)にもあったようにあまり該当するケースがないと考えている。
13	保育士による保育を大原則としたうえで、現状の保育士確保の状況も踏まえ、幼稚園教諭も保育士も養成校とする勉強はほとんど一緒で、保育と教育の領域は重なっている部分が多いことから、幼稚園教諭の活用については肯定的に捉えたい。保育に必要な専門知識を修得するような研修を受講してもらうことや、保育士資格を取得できるよう雇い主側も援助すること、京都市においてもそういった取組への支援を検討してほしい。

14	幼稚園教諭，小学校教諭等の活用については，時限を区切ったり，しっかり研修をしたうえで実施する形が望ましいと思う。
15	幼稚園教諭はさておき，小学校教諭等の活用については，保育士の給与体系では，金銭面以外の動機がない限りは難しいと思うし，逆にそれより高くするのも同一園で職種によって給与が異なり不公平感が出てしまうので，検討が必要である。
16	幼稚園の現場も先生の確保が大変な状況である。保育士も幼稚園教諭も未来に向けてどうあるべきかということも合わせて考えていかなくてはいけない。
17	幼稚園教諭は3歳児以上のクラスに限り認める。乳幼児保育であることから小学校教諭は認められない。なお，割合は1/3では高すぎるので，1/5や1/6あるいは2～3人というように限定してほしい。また，保育士資格の取得を促す面からも，認定こども園の特例と同様に平成31年度までの限定としてほしい。
18	小規模保育事業所は0～2歳児までの施設であり，幼稚園教諭免許のみでは活用に問題がある。

対策③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

意見番号	意見要旨
19	アンケート結果で多くの方が思われているとおりでよいと思う。
20	公定価格上必要な職員なのでせめて有資格者に限定すべきである。仮に条件を幼稚園教諭に限ったとしても，②の幼稚園教諭にプラスされるのであれば，保育士資格のない職員が増加することから賛成できない。

◇ 全般意見

意見番号	意見要旨
21	保育士の専門性・指導力を向上させる仕組みの構築も重要である。
22	本件は京都市が条例で決めることであり，仮に条例で弾力化できるとしたとしても各施設が実施するかは自由である。省令上，弾力化措置は「当分の間」とされている。「当分の間」というと，一般的にはほぼ永久になることが多いが，本件については，基本的に待機児童解消までと厚労省は考えているようである。また，無資格者という言葉が使われているが，誰でもいいわけではなく，子育て支援員研修を受けた人等の条件があり，市独自に追加で条例に規定することも可能である。
23	個人の資質，能力が大切であり，保育士資格の有無だけで判断する必要はないと思う。異業種，例えば介護士，看護師とは五感を働かせ，思いやり，気配りが必要な点など，共通する部分も多く，連携が可能だと思う。
24	京都市の保育環境，保育士処遇は全国トップレベルで羨ましい限りだが，全国的に見れば深刻な保育士不足の状態にある。今後，他都市も保育士確保に力を入れていく中，京都市との差が縮まり，人材の流出も考えられる。大原則は保育士としつつ，時限措置であっても，一定弾力化しておかないと急激な社会情勢の変化に対応できないのではないかと。今は問題ないかもしれないが，今後，保育士不足によるものも含め待機児童が見込まれる場合には必要な施策であると考えている。
25	保育士は国家資格なので，経験や人格において優れた人物であっても，無資格者と保育士を比べることはできない。

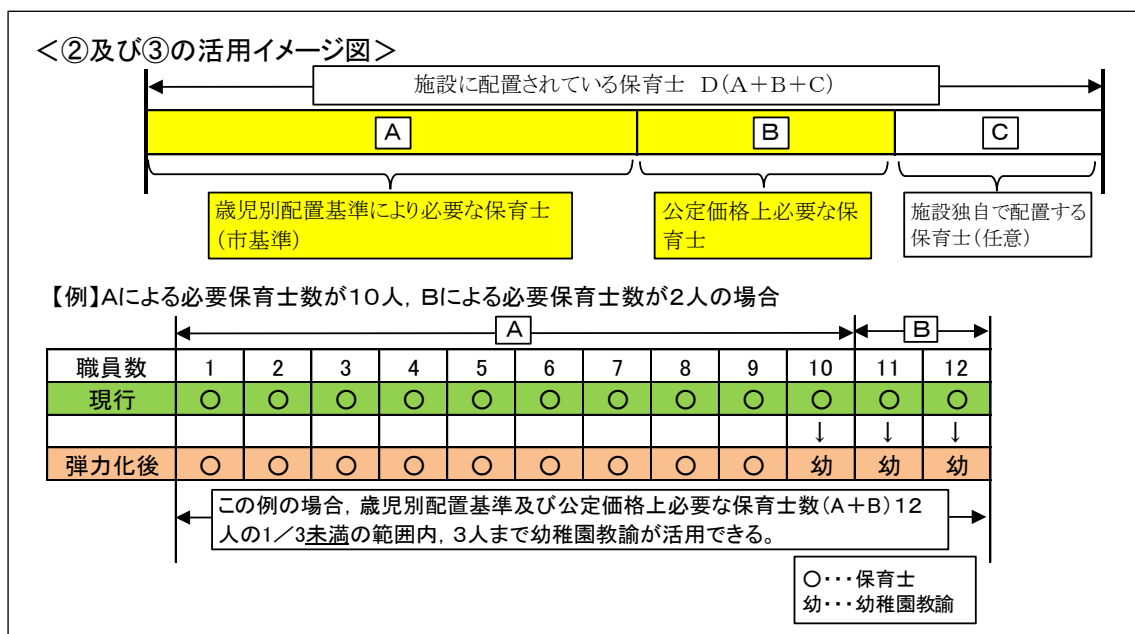
26	資格は大事だが、現実には選考の余地がない状況であり、以前であれば雇っていないような人であっても、人材派遣会社に高いお金を払って雇わざるを得ない。この弾力化への対応だけでなく、この制度自体を突き詰めて考えていかなければ、大元の解決に繋がらない。
27	京都市の保育料設定によって、保育短時間（8時間未満）の利用率が全国的な傾向よりも多いのであれば、もう少しその差を広げて保育現場の負担を軽減するというのはどうか。
28	保育現場だけで課題を解消することは無理であり、お金を企業なり、事業所なりにもっとつぎ込むことで、まず長時間保育を必要とする人を減らしていかないと、京都の未来はないと思う。抜本的な対策が必要であるとアンケートの意見にもあるが、そういう意見にしっかりと京都市が耳を傾けて実際の施策に活かしてほしい。
29	よい環境、育ちの場を子どもに保障していくことを考えると、足りないから施設を作らなければいけないというところを越えて、抜本的なところに踏み込んでいかなければならないと思う。大変な状況の中で弾力化が必要なところもあると思うが、並行して未来の子どもたちと保護者、現場の保育士等が喜びを持って過ごしていける環境を作っていく必要がある。
30	保育士資格の有無は保護者には分からないため、原則は原則としながら弾力化の実施判断は法人に委ねるとなると現場の説明責任が発生する。これまで施設長と利用者の信頼関係で済まされてきたそういったことも身近な問題として考えていかなければならない。
31	小規模保育事業は、弾力化すると、全員有資格者であることが要件のA型と1/2以上が有資格者であるB型の差がなくなり、不均衡が生じることから賛成できない。
32	保育士が足りないからといってずっと弾力化状態が続くのはどうかと思う。

ウ 本市の方向性（案）

保育士による保育が大原則であるが、本市においても、年々、保育士確保が困難になっている状況を踏まえ、保育士配置の弾力化を限定的に実施できるようにする。

◇ 保育所・認定こども園（2号・3号認定児童）

- 臨時的な措置であることを明確にするため、適用期限を設定する。（全体）
- 対策①は国の示した内容で実施できるようにする。
子育て支援員研修の受講者（受講予定者を含む）を弾力化の対象とする。
- 対策②は対策③と合わせて、幼稚園教諭のみを弾力化の対象とする。
保育士に代えて配置できる範囲は、歳児別配置基準による必要数と公定価格上の必要数の合計の1/3未満とする。



◇ 小規模保育事業（A型）及び保育所型事業所内保育事業

- 弾力化措置を実施しない。

3 今後のスケジュール

- 平成28年11月 パブリックコメントの実施
- 平成29年 2月 市会に基準条例の改正案を提案
- 4月 改正基準条例施行